

令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）
調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、26、27ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

経済センサス - 活動調査
【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

2～5ページ

4～6ページ

7～10ページ

11ページ

経済センサス - 活動調査
【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

12～23ページ

24・25ページ

24・25ページ

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号（〇〇ホーム、△△不動産など）などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ツヨシ 統計 強 (03) 9876 - 4322 (内線: 9876)	市区町村コード 1 1 3 1 0 4	調査区番号 0 0 4 8	事業所番号 0 0 3 8 6	* 1	区分 1					
1 名称及び電話番号		フリガナ 正式名称 通称名 電話番号(代表)	リフォームトウケイ トウケイ建設 (株)リフォームTOKEI 統計ホーム (03) 9876 - 4322								
2 所在地		郵便番号 1 6 2 - 0 0 6 6	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区	町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号						
3 この場所での事業所の開設時期		平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 以前									
4 この事業所の従業者数		6月1日現在の従業者数を記入してください。									
区分	(1) この事業所に所属する従業者数							(2) 受入者			
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を待っている人)	④ 無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))	⑤ 有期雇用者 (1か月以上1か月未満、日々雇用)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 (①~⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣	
男	人	人	1 人	3 人	1 人	2 人	7 人	1 人	人	1 人	
女	人	人	1 人	2 人	2 人	人	5 人	人	人	1 人	
5 この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。									
(1) 主な事業の内容		木造建築の一部請負 総合リフォーム工事業									
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		①	木造建築 リフォーム建築工事								
		②									
		③									

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- **8** 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】 主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所となった場合

木造建築の一部請負 総合リフォーム工事業	
①	木造建築 リフォーム建築工事
②	改築工事
③	

【記入例2】 主な事業の内容が「不動産売買の業務」であった事業所が、主として不動産売買、賃貸の仲介をする事業所となった場合

不動産売買の業務 不動産売買・賃貸の仲介業務	
①	マンション
②	
③	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

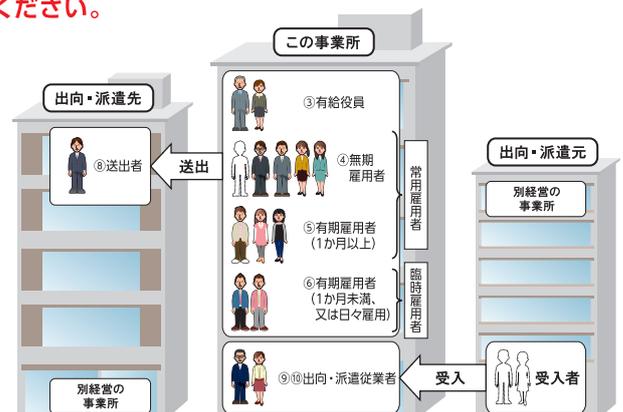
4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1)この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 そのうちの一人のみ を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。	
	②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。	
	常用雇用者	④無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
(2)受入者	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
	⑨出向	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人	
	⑩派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は**正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。**

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等
- 「法人でない団体」で、調査票上部の「区分」欄が「1」の場合は、「8」欄以降の記入は不要です。

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
会社					法人	

⑧欄は記入不要です。

7 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。

9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「」印を記入してください。

法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン(F・C)加盟店についてはF・C本部とは独立した組織となるため、F・C本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。)	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)
-------------------------------------	---	--

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数	国内	海外 (現地法人は除く)
	常用雇用者数	人
(3) 企業全体の主な事業の内容	支所数	事業所
	事業所	事業所

④ 本所の正式名称・所在地等

- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号(代表)	() -
本所の所在地	〒 -

調査票上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入おわりです。「2」の場合は、これ以降、「9」欄、「10」欄「①売上(収入)金額」及び第2面の「19」欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み	② 税抜き
-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - 「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 - 「②費用総額」：経常費用を記入
 - 「③うち売上原価」：記入不要
 - 「主な費用項目」：各欄に記入
- ⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				2	6	5	6	1	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				2	5	1	0	7	0,000
③ うち売上原価				1	4	0	0	5	0,000
④ 給与総額				3	8	9	7	0,000	
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				3	3	1	0,000		
⑥ 動産・不動産賃借料				3	8	7	0,000		
⑦ 減価償却費				3	2	7	0,000		
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				2	5	7	0,000		

⑥欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面の「19」欄にお進みください。

11 事業別売上(収入)金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、「10」欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					3	0	0		0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)				2	3	3	0	6	0,000	
⑦ 不動産事業の収入				2	7	5	5		0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入					2	0	0		0,000	
合計									⑩欄①の売上(収入)金額	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

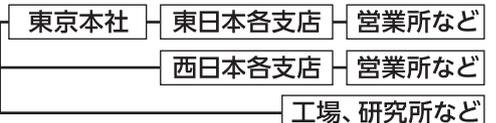
2. 本所・本社・本店

- 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。**
- **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2) 及び (3) を記入してください。また、「**9** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**
<常用雇用者数>
 - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。
 - <支所数>
 - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
 - 2ページの「**5** この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
 - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- **10** 欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2税抜き」で記入してください。

- 「**10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目**」について … 6ページを参照してください。
- 「**11 事業別売上（収入）金額**」について … 7～10ページを参照してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
- ※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・ 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

11 事業別売上(収入)金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
 - 「¥」記号は記入しないでください。
 - **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**
- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破砕・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「⑭宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置きした飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料品を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額 ・令和7年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。 ・中古品は含めません。	<input checked="" type="radio"/> ① 設備投資を行った		<input type="radio"/> ② 設備投資を行わなかった		※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。(万円未満四捨五入)																																					
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>新規設備取得額</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0,000		無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000									
	新規設備取得額	千億	百億	十億		億	千万	百万	十万	万	円																															
	有形固定資産(土地を除く)						1	0	0	0,000																																
無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000																																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 貨物自動車</td> <td>3 台</td> <td>※人員輸送のみの使用は除きます。</td> <td>(2) 乗用自動車</td> <td>2 台</td> <td>(3) バス</td> <td>0 台</td> </tr> </table>					(1) 貨物自動車	3 台	※人員輸送のみの使用は除きます。	(2) 乗用自動車	2 台	(3) バス	0 台																															
(1) 貨物自動車	3 台	※人員輸送のみの使用は除きます。	(2) 乗用自動車	2 台	(3) バス	0 台																																				
13 自家用自動車の保有台数 ・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。																																										
14 土地・建物の所有の有無 ・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>土地</td> <td><input checked="" type="radio"/> ① ある</td> <td><input type="radio"/> ② ない</td> <td>建物</td> <td><input checked="" type="radio"/> ① ある</td> <td><input type="radio"/> ② ない</td> <td>※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。</td> </tr> </table>					土地	<input checked="" type="radio"/> ① ある	<input type="radio"/> ② ない	建物	<input checked="" type="radio"/> ① ある	<input type="radio"/> ② ない	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。																															
土地	<input checked="" type="radio"/> ① ある	<input type="radio"/> ② ない	建物	<input checked="" type="radio"/> ① ある	<input type="radio"/> ② ない	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。																																				
会社のみ記入	15 資本金等の額及び外国資本比率 ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																																									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。</td> <td colspan="4">(2) うち外国資本比率を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>十兆</td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> <td>(万円未満四捨五入)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>%</td> <td>(小数点第2位四捨五入)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。				十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	(万円未満四捨五入)	0	0	%	(小数点第2位四捨五入)							1	0	0	0	0,000				
(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。																																								
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	(万円未満四捨五入)	0	0	%	(小数点第2位四捨五入)																											
						1	0	0	0	0,000																																
16 決算月 ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。					※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																																					
					裏面(第2面)にお進みください。																																					

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】

 貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
		千	百	十	万	円	
① 06-05	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)		2	3	3	06	0.000
② 07-06	不動産売買代理・仲介サービス		1	0	2	7	0.000
③ 07-16	住宅管理サービス(賃貸住宅)			8	1	5	0.000
④ 07-15	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)			7	1	3	0.000
⑤ 07-17	非住宅用建物管理サービス			2	0	0	0.000
⑥ 19-21	その他の建物維持管理サービス			2	0	0	0.000
⑦ 19-32	集会場賃貸サービス					0	0.000
⑧ -							0.000
⑨ -							0.000
⑩ -							0.000

17 建設、サービス収入の内訳

- ここでいう「建設、サービス収入」とは、14～23ページ掲載の『分類表』に記載されている「建設、サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の「10 売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、『分類表』に記載している「建設、サービスの種類」の中から、売上(収入)金額の大きい上位10種類までの「分類番号」、「建設、サービスの種類」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- 金額で記入できない場合は、第1面の「10 売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 事業を行っているものの、「建設、サービスの種類」に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。
※『分類表』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

複数の事業を行っている「建設会社」の記入例

- 以下は、建設業、不動産業など複数の事業を行っている「建設会社」の記入例

11 事業別売上(収入)金額

建設、サービス
関連産業の事業

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む) ……	300万円
⑥ 建設事業の収入(完成工事高) ……	2億3306万円
⑦ 不動産事業の収入 ……	2755万円
⑨ 上記以外のサービス事業の収入 ……	200万円

④は、建設、サービス関連産業ではないことから、第2面「17」欄への記入は不要です。

17 建設、サービス収入の内訳

「17」欄は上記「11」欄のうち建設、サービス関連産業の事業内容ごとの内訳となります。事業内容ごとに『分類表』から該当する「分類番号」「建設、サービスの種類」「売上(収入)金額」を記入します。

⑥建設事業	住宅建築工事(住宅のリフォーム収入・元請工事) ……	2億3306万円 ⇒ 06-05
⑦不動産事業	不動産売買の代理(住宅売買の代理サービス収入) ……	1027万円 ⇒ 07-06
	住宅管理事業(賃貸住宅の保全業務収入) ……	815万円 ⇒ 07-16
	住宅管理事業(賃貸住宅以外の住居の保全業務収入) ……	713万円 ⇒ 07-15
	非住宅用建物管理事業(倉庫の保全業務収入) ……	200万円 ⇒ 07-17
⑨上記以外のサービス	その他の建物維持管理事業(マンション共用部分の管理収入) ……	200万円 ⇒ 19-21
	集会場賃貸事業(多目的ホールの賃貸収入) ……	0万円 ⇒ 19-32

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

● 農地の売買の代理を行っている公益社団法人の記入例

ア 事業活動による収入(寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く)	3億5000万円(不動産売買代理・仲介サービス)
イ 寄付金収入	300万円
ウ 補助金収入	8500万円
ア～ウの合計	4億3800万円

- (1) 調査票第1面の **10** 欄「①売上(収入)金額」は、**寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた**、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				4	3	8	0	0	0,000

- (2) 調査票第1面の **11** 欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。**寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上(収入)金額」に含めて記入してください。**
 ここでは、「不動産事業」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑦不動産事業の収入」欄の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入									0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000
⑤ 小売の商品販売額									0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000
⑦ 不動産事業の収入				4	3	8	0	0	0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000

- (3) 調査票第2面の **17** 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記(2)のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。**寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業(この例においては「07-06 不動産売買代理・仲介サービス」)に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上(収入)金額」を記入します。**

	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)			
			千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万	円
①	07-06	不動産売買代理・仲介サービス				3	5	0	0	0	0,000	
②	20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等				8	8	0	0	0	0,000	

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)	土木工事(元請工事、新設)	06-01	土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等) ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事を含みます。
	土木工事(元請工事、維持・補修)	06-02	
	土木工事(下請工事)	06-03	
	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)	06-04	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)	06-05	
	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)	06-06	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的のすべてを含む。)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)	06-07	
	住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	06-08	建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	機械装置等工事(元請工事、新設)	06-09	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事(建築設備を除く。)
	機械装置等工事(元請工事、維持・補修)	06-10	
	機械装置等工事(下請工事)	06-11	

建設事業の内容例示(続き)

- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- × 自己建設によらない土地分譲、建売事業 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-03 非住宅用建物販売サービス(新築)」
- 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備工事や昇降機等の工事
- × 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備や昇降機等の点検・検査 ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
- × 建築物の建設設計、工事管理及び関連するコンサルタント
- × 測量や社会資本整備(道路、河川、港湾・空港、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画等)に係る設計、工事管理など
 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
- プラント施設の設備の補修工事のみを行うサービス、プラント施設内の機械器具の保守・修理のみを行うサービス
- × プラントエンジニアリング(石油精製、化学、製鉄、発電等の製造設備の企画、設計、調査、施工、施工管理を一括して請け負うサービス)、プラントメンテナンス(石油精製、化学、製鉄、発電等の装置、工作物その他の機械類の複合体の性能を維持・改善することを目的とした設備管理、保全、整備、改善などの技術サービス)
 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
- × 道路の除雪 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
- × 道路以外の除雪(事業者向け) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当
- × 道路以外の除雪(一般消費者向け) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
- × 家具・建具等を購入して販売する事業 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦不動産事業の収入	不動産販売サービス		
	新築住宅販売サービス	07-01	新築住宅(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス 【内容例示】 × 自ら建築施工した住宅の販売 ⇒ 「06-04 住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)」、 「06-08 住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)」
	中古住宅販売サービス	07-02	中古住宅を販売するサービス
	非住宅用建物販売サービス(新築)	07-03	新築の非住宅用建物(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス 【内容例示】 × 自ら建築施工した非住宅用建物を販売するサービス ⇒ 「06-06 非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)」、 「06-07 非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)」、 「06-08 住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)」
	非住宅用建物販売サービス(中古)	07-04	中古の非住宅用建物を販売するサービス 【内容例示】 ○倉庫販売サービス(自ら建築施工を行わないもの)
	土地販売サービス	07-05	土地(取壊し予定の建物が付着している土地、農地を転用した土地や自社で新たに開発した土地も含む。)の譲渡 【内容例示】 × 建物と一体の敷地の販売 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、 「07-02 中古住宅販売サービス」、 「07-03 非住宅用建物販売サービス(新築)」 × 土地の売買の代理・仲介サービス ⇒ 「07-06 不動産売買代理・仲介サービス」
	不動産代理・仲介サービス		
	不動産売買代理・仲介サービス	07-06	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	不動産賃貸代理・仲介サービス	07-07	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の賃貸を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	不動産賃貸サービス		
	住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス × 下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) × スポーツ施設提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 × シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 × 劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 × 集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	不動産賃貸サービス(続き)		
	収納スペース・会議室等賃貸サービス	07-10	自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス、会議に用いられる部屋やスペース・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ×貸金庫サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当 ×コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×会議室・ホール等を月又は年単位で賃貸するサービス ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)」 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ○シェアオフィス、会議室賃貸 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
	土地賃貸サービス	07-11	土地賃貸サービス
	不動産ファイナンスリース	07-12	建物(建物の敷地を含む。)をファイナンスリースするサービス
	サブリースサービス	07-13	賃貸物件管理事業者が建物・土地所有者等から利用の有無を問わず毎月一定の賃料を支払うことを条件に、建物・土地を賃借し、自らが転貸人となって利用者に転貸するサービス
	不動産管理サービス		
	駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ×自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×駐車場のサブリースサービス ⇒ 「07-13 サブリースサービス」
	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)	07-15	住宅所有者(管理組合等を含む。)の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 ×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
	住宅管理サービス(賃貸住宅)	07-16	賃貸用住宅の所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 ×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」

注:事業別内訳「⑦」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	不動産管理サービス(続き)		
	非住宅用建物管理サービス	07-17	非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 ×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
	土地管理サービス	07-18	土地所有者からの委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは土地の保全業務等の管理を行うサービス
	屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩運輸、郵便事業の収入」に該当
⑧ 物品賃貸事業の収入	産業用機械器具のファイナンスリース		
	産業機械のファイナンスリース	08-01	産業機械をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械のファイナンスリース
	工作機械のファイナンスリース	08-02	工作機械をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。)のファイナンスリース
	土木・建設機械のファイナンスリース	08-03	土木・建設機械及び建設資材をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事に用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板のファイナンスリース
	医療用機器のファイナンスリース	08-04	医療用機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のファイナンスリース
	商業用機械・設備のファイナンスリース	08-05	商業用機械・設備をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のファイナンスリース
	通信機器・同関連機器のファイナンスリース	08-06	通信機器・関連機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのファイナンスリース
サービス業用機械・設備のファイナンスリース	08-07	サービス業用機械・設備をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のファイナンスリース	

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑰」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑰」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	産業用機械器具のファイナンスリース(続き)		
	その他の産業用機械器具のファイナンスリース	08-08	産業用機械器具のファイナンスリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のファイナンスリース
	事務用機械器具のファイナンスリース		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)のファイナンスリース	08-09	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む。)をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのファイナンスリース ○パッケージ化されたシステムのファイナンスリース ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰情報通信事業の収入」に該当
	事務用機器のファイナンスリース	08-10	事務用機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のファイナンスリース
	自動車のファイナンスリース		
	自動車のファイナンスリース(事業者向け)	08-11	自動車を事業者向けにファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けファイナンスリース
	自動車のファイナンスリース(一般消費者向け)	08-12	自動車を一般消費者向けにファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けファイナンスリース
	スポーツ・娯楽用品のファイナンスリース		
	スポーツ・娯楽用品のファイナンスリース	08-13	スポーツ用品・娯楽用品をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのファイナンスリース
	その他の物品のファイナンスリース		
	その他の物品のファイナンスリース	08-14	物品のファイナンスリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○福祉用具のファイナンスリース
	産業用機械器具のオペレーティングリース		
	産業機械のオペレーティングリース	08-15	産業機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械のオペレーティングリース
	工作機械のオペレーティングリース	08-16	工作機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。)のオペレーティングリース
土木・建設機械のオペレーティングリース	08-17	土木・建設機械及び建設資材をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板のオペレーティングリース	

注:事業別内訳「⑧」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	産業用機械器具のオペレーティングリース(続き)		
	医療用機器のオペレーティングリース	08-18	医療用機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のオペレーティングリース
	商業用機械・設備のオペレーティングリース	08-19	商業用機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のオペレーティングリース
	通信機器・同関連機器のオペレーティングリース	08-20	通信機器・関連機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのオペレーティングリース
	サービス業用機械・設備のオペレーティングリース	08-21	サービス業用機械・設備をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のオペレーティングリース
	その他の産業用機械器具のオペレーティングリース	08-22	産業用機械器具のオペレーティングリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のオペレーティングリース
	事務用機械器具のオペレーティングリース		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)のオペレーティングリース	08-23	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む)をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのオペレーティングリース ○パッケージ化されたシステムのオペレーティングリース ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦情報通信事業の収入」に該当
	事務用機器のオペレーティングリース	08-24	事務用機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のオペレーティングリース
	自動車のオペレーティングリース		
	自動車のオペレーティングリース(事業者向け)	08-25	自動車を事業者向けにオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けオペレーティングリース
	自動車のオペレーティングリース(一般消費者向け)	08-26	自動車を一般消費者向けにオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けオペレーティングリース
	スポーツ・娯楽用品のオペレーティングリース		
	スポーツ・娯楽用品のオペレーティングリース	08-27	スポーツ用品・娯楽用品をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのオペレーティングリース

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	その他の物品のオペレーティングリース		
	その他の物品のオペレーティングリース	08-28	物品のオペレーティングリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○福祉用具のオペレーティングリース
	産業用機械器具のレンタル		
	産業機械のレンタル	08-29	産業機械をレンタルするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械のレンタル
	工作機械のレンタル	08-30	工作機械をレンタルするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。)のレンタル
	土木・建設機械のレンタル	08-31	土木・建設機械及び建設資材をレンタルするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板のレンタル
	医療用機器のレンタル	08-32	医療用機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のレンタル
	商業用機械・設備のレンタル	08-33	商業用機械・設備をレンタルするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のレンタル
	通信機器・同関連機器のレンタル	08-34	通信機器・関連機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのレンタル
	サービス業用機械・設備のレンタル	08-35	サービス業用機械・設備をレンタルするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のレンタル
	その他の産業用機械器具のレンタル	08-36	産業用機械器具のレンタルのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のレンタル
	事務用機械器具のレンタル		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)のレンタル	08-37	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む。)をレンタルするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのレンタル ○パッケージ化されたシステムのレンタル ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービスの収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰情報通信事業の収入」に該当

注:事業別内訳「⑧」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	事務用機械器具のレンタル(続き)		
	事務用機器のレンタル	08-38	事務用機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のレンタル
	自動車のレンタル		
	自動車のレンタル(事業者向け)	08-39	自動車を事業者向けにレンタルするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けレンタル
	自動車のレンタル(一般消費者向け)	08-40	自動車を一般消費者向けにレンタルするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けレンタル
	スポーツ・娯楽用品のレンタル		
	スポーツ・娯楽用品のレンタル	08-41	スポーツ用品・娯楽用品をレンタルするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのレンタル、自転車シェアリング
	福祉用具のレンタル		
	福祉用具のレンタル	08-42	福祉用具をレンタルするサービス 【内容例示】 ○車いす(附属品を含む。)、特殊寝台(附属品を含む。)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排せつ処理装置、腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)、簡易浴槽のレンタル
	その他の物品のレンタル(福祉用具のレンタルを除く)		
その他の物品のレンタル	08-43	物品のレンタルのうち、他に分類されないもの ※映画・演劇用品、音楽・映像記録物、衣しょうのレンタルを含みます。	
⑮ 娯楽生活関連事業の収入	劇場賃貸サービス	15-36	劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ※映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービスを含みます。

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑰」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑰」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑰ 上記以外のサービス事業の収入	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	19-00	<p>事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備(車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等)サービス(※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。)、 産業機械を保守又は修理するサービス、 工作機械を保守又は修理するサービス、 土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、 医療用機器を保守又は修理するサービス、 商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、 サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、 事務用機器を保守又は修理するサービス、 スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス、 その他の物品の保守・修理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。) ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機 ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機(業務用)、空調設備(業務用)、照明機器(業務用)、音響機材(業務用)、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、半導体の検査機器、農業用機械器具 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム) ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○家庭用電気機械器具 ○家具、表具、家庭用品、装飾品 ○履物、時計、貴金属・宝石製品 ○絵画、工芸品など有形文化財 <p>× 部品等の販売(工賃が発生しないもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 × 衣服の保守・修理サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑨ 上記以外のサービス事業の収入	建物維持管理サービス		
	ビルメンテナンスサービス	19-20	<p>オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草(清掃・保守などを一括して請け負う場合) ×不動産賃貸の経営業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス ⇒ 「07-15 住宅管理サービス(賃貸住宅以外)」、 「07-16 住宅管理サービス(賃貸住宅)」、 「07-17 非住宅用建物管理サービス」
	その他の建物維持管理サービス	19-21	<p>その他の建物維持管理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃 ○電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査 ○居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理 ○空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃 ○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草(清掃のみを請け負う場合) ×オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×浄化槽清掃 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑨ 上記以外のサービス事業の収入」に該当 ×空気環境測定及び水質検査 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	<p>各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫ 運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「① 農業、林業、漁業の収入」に該当
	集会場賃貸サービス	19-32	<p>式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多目的ホール、商品展示所、集会場 ×劇場、集会場、ホール等(月又は年単位で賃貸するサービス) ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)」 ×劇場式ホール(時間又は日数単位で賃貸するサービス) ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 ×スポーツ施設 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	<p>寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 <p>注: 会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。</p>	

● あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

18 業態別工事種類

・第1面の10欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑥建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

301 土木一式工事	310 屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318 ほ装工事	326 熱絶縁工事
302 建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事
305 大工事	314 タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322 塗装工事	330 建具工事
306 左官工事	315 築炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事
307 とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316 鋼構造物工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事
308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事
309 石工事			

18 業態別工事種類

- **業態別工事種類の中から**、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目の一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、**右表の【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】**を参考に、該当するものを選択してください。

19 相手先別収入割合

・第1面の10欄「①売上(収入)金額」について、その収入を得た相手先別の収入割合(%)の合計が100となるように記入してください。(小数点以下四捨五入)

・第1面上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
② 個人以外	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
合計	1 0 0

19 相手先別収入割合

<調査票第1面上部の区分欄(例)>

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	区分
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1

- 調査票第1面上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入の必要はありません。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 「①個人(一般消費者)」
 - ・ 一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・ 農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・ クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・ 旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- 「②個人以外」
 - ・ 民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和7年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】

以下の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築工事業	302	建築一式工事(303を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	303	木造建築一式工事		木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工工事業	307	とび・土工・コンクリート工事(308を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事、法面保護工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	309	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
屋根工事業	310	屋根工事(311を除く)	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	311	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事(315を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事、サイディング工事	
	315	築炉工事	築炉工事	
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	

経済センサス - 活動調査

【06】 調査票 (建設業、不動産業、物品賃貸業)

※第1面「建設業」が法人でない団体の場合、⑦欄「建設、サービス収入の内訳」及び⑩欄「業種別工事種類」については、記入不要です。

⑩ 建設、サービス収入の内訳

※第1面の⑩欄「売上(収入)金額の内訳」に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、建設、サービス収入の内訳(収入)金額を記入してください。(円未満四捨五入)
 ※金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄「売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額		又は割合(%)
		千億百数十億 億 千円百万千円 万 円		
①			0.000	
②			0.000	
③			0.000	
④			0.000	
⑤			0.000	
⑥			0.000	
⑦			0.000	
⑧			0.000	
⑨			0.000	
⑩			0.000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

建設業調査票

⑨ 相手先別収入割合

※第1面の⑨欄「売上(収入)金額」について、その収入を得た相手先別の収入割合(%)の合計が100となるように記入してください。(1小数点以下四捨五入)
 ※第1面上部の⑨欄「1」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入割合(%)
① 個人(一般消費者)	
② 個人以外	
合計	100

備考

建設業調査票

⑪ 業種別工事種類

※第1面の⑪欄「事業別売上(収入)金額のうち「建設事業」の収入(完成工事高)が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1 番目 2 番目

301	土木一式工事	310	屋根工事	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	遮断工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事 (315 窯炉工事を除く)	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	窯炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。